

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体が財政の健全化を判断するための指標と公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標の公表が、平成 19 年度決算から義務付けられました。

この各指標が、平成 20 年度決算から一定の基準以上になった場合、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になります。

本市の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次とおり公表します。

1 平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
新発田市	-	-	11.5	46.2
早期健全化基準	12.16	17.16	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	
概要	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	全会計（財産区特別会計を除く）を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」。
- 2 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、新発田市の基準を示します。

2 平成 19 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
簡易水道事業特別会計	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	20.0
下水道事業特別会計	-	20.0
宅地造成事業特別会計	-	20.0
西部工業団地造成事業特別会計	35.0	20.0
公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率		

備考 資金不足額がない場合は、「-」。

西部工業団地造成事業特別会計の資金不足は、平成 20 年度に大規模な土地売払いがあり、黒字に転換されます。

「広報しばた」では、11 月 4 日号に掲載予定。

用語の説明

1 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模：地方公共団体が標準的に収入しうる一般財源の総額

2 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字」です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \\ & \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - \\ & (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \text{の3カ年平均}$$

4 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払う可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ & \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - \\ & (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

5 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入などの規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

6 早期健全化基準

自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準(黄色信号)。

7 財政再生基準

国等の関与による確実な再生が必要な水準(赤信号)。

8 経営健全化基準

公営企業における早期健全化基準に相当するもの。